

○石巻市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱

平成21年 7月31日告示第209号

改正

平成27年 3月31日告示第111号

平成28年 3月31日告示第140号

平成31年 2月28日告示第57号

石巻市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱

石巻市国民健康保険一部負担金の支払免除取扱要綱（平成17年石巻市告示第263号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条の規定による一部負担金の減免及び徴収猶予（以下「減免等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一部負担金 法第42条第1項の規定により得られた額をいう。
- (2) 実収入月額 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の要否判定に用いられる収入認定額のうち別に定める額をいう。
- (3) 基準生活費 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する生活扶助基準、教育扶助基準及び住宅扶助基準に定める合計額をいう。
- (4) 一部負担金充当額 実収入月額から基準生活費を控除した金額をいう。
- (5) 一部負担金不足額 一部負担金の所要見込額から一部負担金充当額を控除した金額をいう。

（減免の対象）

第3条 市長は、一部負担金の支払義務を負う世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が次の各号のいずれかに該当したことにより、当該世帯の生活が著しく困窮し、所有する資産を活用しても一部負担金の支払が困難であると認めるときは、当該世帯の世帯主の申請により一部負担金の減免を行うことができる。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、障害者（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。）となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- (4) 前3号に掲げる事由に類する事由があったとき。

2 前項の規定により減免を行う場合の減免基準及び減免割合は、別表に定めるところによるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、一部負担金の減免等の申請時に国民健康保険税を滞納している者の属する世帯は、一部負担金の減免等の対象としない。ただし、市長に納付誓約書を提出し、申請日前6か月間において確実に納付している場合は、この限りではない。

(一部負担金の減免の期間)

第4条 一部負担金の減免の期間は、申請日の属する月から3月以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、3月を超えて引き続き減免を行う必要があると市長が認めるときは、世帯主の申請によりさらに3月以内を限度として延長することができる。

(一部負担金の徴収猶予)

第5条 市長は、一部負担金の支払の義務を負う世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が第3条第1項各号のいずれかに該当したことによりその生活が困難となった世帯(第3条の規定により減免対象となる世帯を除く。)に対し、必要があると認めるときは、当該一部負担金の徴収を猶予することができる。

2 前項の規定による一部負担金の徴収の猶予は、徴収を猶予した一部負担金を6月以内に確実に納付することが可能な世帯に限るものとする。

3 一部負担金の徴収猶予の期間は、申請日の属する月から6月以内とする。

(一部負担金の減免等の申請)

第6条 一部負担金の減免等を受けようとする者は、石巻市国民健康保険一部負担金減免等申請書(様式第1号)に減免等を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 申請の期間は、第3条第1項の規定に該当する事情が生じた日の属する月から6月以内の期間とする。ただし、当該期間に申請することができないやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(一部負担金の減免等の承認等)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容について法第113条及び第113条の2の規定に基づき、実態調査、聞き取り調査、その他の方法による調査(以下「実態調査等」という。)を行うことができるものとする。

2 市長は、前項の規定により処分を決定したときは、石巻市国民健康保険一部負担金減免等承認・不承認決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により一部負担金の減免等を承認したときは、石巻市国民健康保険一部負担金減免等証明書(様式第3号)を申請者に対し交付するものとする。

4 一部負担金の減免等の承認を受けた者が保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)において療養の給付を受けようとするときは、被保険者証に前項の証明書を添付して、当該保険医療機関等に提示しなければならない。

5 一部負担金の減免等の承認を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申し出なければならない。

(一部負担金の減免等の取消し)

第8条 市長は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金の減免等を受けた者があ

る場合は、直ちに当該一部負担金の減免等を取り消し、当該取消しの日の前日までの間に減免等により支払を免れた額を返還させるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により一部負担金の減免等の取消しをしたときは保険医療機関等及び世帯主に対し通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の石巻市国民健康保険一部負担金の減免取扱要綱の規定は、この告示の施行の日以後の国民健康保険一部負担金の減免の申請から適用し、この告示の施行の日前の申請については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月31日告示第111号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の石巻市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱の規定は、この告示の施行の日以後の国民健康保険一部負担金の減免等の申請から適用し、この告示の施行の日前の申請については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月31日告示第140号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 処分その他の行為についての不服申立てであってこの告示の施行前にされた処分その他の行為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成31年2月28日告示第57号)

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成31年3月1日から施行し、改正後の石巻市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱の規定は、平成30年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の別表第3条第1項第2号及び第3号に該当の部中「基準生活費の1000分の1155」とあるのは、平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間については「基準生活費の885分の990」とし、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間については「基準生活費の870分の990」とする。

別表 (第3条関係)

減免基準	減免割合
------	------

第3条第1項 第1号に該当	死亡		免除
	障害者		免除
	資産の損害	住居の全壊及び全焼	免除
		住居の半壊及び半焼	50パーセント
第3条第1項 第2号及び第3号に該当	1 実収入月額が、基準生活費の1000分の1155を超え、かつ、基準生活費の1000分の1155と当月中の一部負担金所要見込額の合算額以下の世帯で、一部負担金不足額を一部負担金所要見込額で除した値が次の各号に該当する世帯	(1) 0を超え0.5以下のとき	50パーセント
		(2) 0.5を超えるとき	免除
	2 実収入月額が、基準生活費の1000分の1155以下の世帯	免除	

様式第1号（第6条関係）

石巻市国民健康保険一部負担金減免等申請書

年 月 日

石巻市長 （あて）

申請者 (世帯主)	被保険者証の記号・番号				
	住所 〒	電話番号 ()			
	フリガナ 氏名			生年月日	
				年 月 日	

次のとおり減免等を受けたいので、石巻市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱第6条第1項の規定により、証明書類を添えて申請します。

なお、要件確認のために必要な場合は、石巻市が、私及び私の世帯員の収入状況等について関係機関に報告を求めることを承諾します。

療養の給付を受ける者の 氏名及び生年月日	(年 月 日生)		世帯主との 続柄		
傷病名		発病又は負傷年月日	年 月 日		
減免等を受けようとする理由	(1) 災害により、死亡し、若しくは障害者となった、又は資産に重大な損害を受けた。				
	(2) 風水害等により、水産物又は農作物に被害を受け、収入が著しく減少した。				
	(3) 倒産、事業の休廃止又は失業により、収入が著しく減少した。				
	(4) その他の事由 []				
期 間	年 月 日から		年 月 日まで		
世帯構成	氏名	続柄	生年月日	職業	備考

石巻市（ ）指令第 号

申請者 住所
氏名

年 月 日に申請のあった国民健康保険一部負担金の減免等については、次のとおり決定したので、石巻市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱第7条第2項の規定により通知します。

年 月 日

石巻市長



記

被保険者証の記号・番号	
療養の給付を受ける者の 氏名及び生年月日	年 月 日生
決定区分	承認する ・ 承認しない
不承認の場合の理由	
減免割合・徴収猶予区分	
減免・徴収猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで

（教示）

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石巻市を被告として（訴訟において石巻市を代表する者は石巻市長となります。）提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の1から3までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができません。

- 1 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第3号（第7条関係）

石巻市国民健康保険一部負担金減免等証明書

世帯主	住所			
	氏名			
被保険者証の記号・番号				
療養の給付を受ける者の氏名及び生年月日		年 月 日生		
傷病名		発病又は負傷 年月日	年 月 日	
減免割合・徴収猶予区分				
減免・徴収猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで			

上記のとおり証明します。

年 月 日

石巻市長



（注意）

- 1 この証明書は、保険医療機関等に提示してください。
- 2 入院時の食事療養に係る標準負担額については、減免の対象とはなりません。
- 3 保険医療機関等は、この証明書記載の割合に相当する額を一部負担金から差し引いた金額を徴収してください。
- 4 保険医療機関等は、診療報酬請求するときは、診療報酬請求明細書にこの証明書又は証明書の写しを添付して請求してください。